

「GMOストアアプリ」利用規約

GMO コマース株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が「GMOストアアプリ」の名称で運営するスマートフォン用アプリケーション作成サービスを提供するに際し、「GMOストアアプリ」利用規約（以下、「本規約」といいます。）を以下の通り定めます。

第1条（目的）

本規約は、本サービス（第2条第1号で定義されます。）の利用に関して当社と契約者（第2条第4号で定義されます。）との間で成立する契約に適用される諸条件を明らかにすることを目的とします。

第2条（定義）

本規約において、別段の意味に解すべき場合を除き、次の用語はそれぞれ次の意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社が「GMOストアアプリ」の名称で提供するサービスであって、契約者がコンテンツ管理システムの利用を通じて、本件アプリ（第2号で定義されます。）を作成、管理及び運用することができるサービスをいいます。その詳細は当社が別途定めるところによるものとします。
- (2) 「本件アプリ」とは、本サービスの利用によって契約者が作成するスマートフォン用アプリケーションソフトをいいます。
- (3) 「契約希望者」とは、本規約等（第10号で定義されます。）に同意し、本サービスの利用申込みを行う者をいいます。
- (4) 「契約者」とは、本規約等に同意したうえで、当社と利用契約（第5号で定義されます。）を締結し本サービスを利用する者をいいます。
- (5) 「利用契約」とは、当社と契約者との間に締結された本規約等を内容とする本サービスの利用を目的とした契約をいいます。
- (6) 「アプリストア」とは、App Store、Google Play 等の、本件アプリを配信し、ダウンロードすることができるマーケットをいいます。
- (7) 「アプリ利用者」とは、契約者が本サービスを利用して作成した本件アプリを、アプリストアから自己の端末へインストール等したうえで利用する者をいいます。
- (8) 「付加サービス」とは、当社が契約者に対して、本サービスに付随して提供するサービスの総称をいいます（その詳細は当社が別途定める。）。
- (9) 「プレビューアプリ」とは、契約者が希望する端末又はプラットフォームにおいて、本サービスによって作成した本件アプリが正常に作動するかを検証するためのアプリケーションソフトをいいます。
- (10) 「本規約等」とは、本規約並びに当社が本サービスの提供に関して定める規則、ガイドライン及び通知等の総称をいいます。

第3条（利用契約の成立）

- 1 契約希望者は、本規約等を自己の責任において確認し、これに同意の上、「GMOストアアプリ」申込書又は申込フォームに必要な事項をすべて記載又は入力し、当社に対して本サービスの利用を申し込むものとします。なお、当社は、申込みが行われた場合、契約希望者が本規約等の内容に同意しているものとみなします。
- 2 当社は、前項に基づいて申込みを行った契約希望者の申込みに対する承諾の可否を判断します。当社が申込みを承諾した場合には、その旨並びに本サービスを利用するために必要となる当該契約希望者毎に固有のID及びパスワード（以下「ID等」といいます。）を本サービスの管理画面における表示又は書面（電子メールを含む）にて契約希望者に通知します。

- 3 利用契約は、前項に定める通知が契約希望者に到達した時点をもって成立するものとします。
- 4 当社は、契約希望者が、以下の各号のいずれか 1 つにでも該当し、又は該当する恐れがあると認める場合には、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。なお、この場合において、当社は利用申込みを承諾しない理由の開示及び再審査の実施義務を負わず、契約希望者に生じる損害、損失、費用、支出等（合理的な範囲の弁護士その他の専門家の報酬及び費用を含み、これらに限られないものとし、併せて以下「損害等」といいます。）及び結果について責任を負いません。
 - (1) 申込みにあたり当社へ提出した情報に不正、不備又は虚偽がある場合。
 - (2) 契約希望者が作成する予定の本件アプリの内容等が、本規約等又は別途当社が定める基準又は要件を満たさない場合。
 - (3) 当社又は GMO インターネットグループの各社が提供するサービスの利用約款・規約等に違反し、又は過去にこれらのサービスの停止、利用契約の解除等の処分を受けたことがある場合。
 - (4) 当社又は GMO インターネットグループの各社との間で紛争中の状態であって、当該紛争が終結していない場合。
 - (5) 契約希望者が実在しない場合。
 - (6) 契約希望者において、第 8 条及び別表に定められた①表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、又は②誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合。
 - (7) その他当社が不相当と判断した場合。
- 5 当社は、契約者の申込み内容に関して本人確認等のための資料の提出を求めることがあります。

第 4 条（本サービスの内容）

- 1 当社は、契約者に対して、以下の各号に定めるサービスを提供します。
 - (1) 利用期間中に当社が指定する画像、デザインその他のコンテンツ等を本件アプリ内で使用することのできる非独占的かつ再許諾不可の権利の許諾。
 - (2) 契約者がアプリ利用者に対して地図、連絡先、店舗の所在地、音楽、画像、動画、キャンペーン情報又は各種クーポン等（併せて以下「配信コンテンツ」といいます。）を配信するためのツールの提供。
 - (3) プレビューアプリの提供。
- 2 契約者は、別途申込みにより、付加サービスを利用することができます。

第 5 条（ID 等の管理）

契約者は、ID 等を善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとします。当社は、管理画面その他本サービスにおいて当社が提供するシステム等へのログインに契約者の ID 等が使用された場合には、契約者本人によるログインであるとみなします。

第 6 条（利用料金）

- 1 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社が別途定める料金表に記載する利用料金並びにこれに係る消費税及び地方消費税を加算した額（以下「利用料金等」といいます。）を当社に対して支払うものとします。
- 2 契約者は、当社が指定する支払日（以下「支払日」といいます。）までに、利用料金等を、当社が指定する銀行口座に振込送金する方法その他当社が別途指定する方法で支払うものとします。なお、振込手数料その他利用料金等の支払いに必要な手数料等は、契約者が負担するものとします。
- 3 当社は、契約者の承諾なく、利用料金の変更を行うことができるものとします。この

場合、当社は第20条（通知等）に定める方法に従い、変更内容を契約者に告知するとともに、当社が本サービスに関するウェブサイトにおいて、変更の告知を行った時点で変更の効力が生じるものとします。なお、当社は、利用料金の額、支払方法等が変更されたことによって契約者又は第三者に生じる損害等について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

- 4 前項の場合において、変更の効力が発生した後の利用料金は、変更の効力が生ずる日の属する月の翌月1日又は、翌月1日以降の当社が指定する日から契約者に適用されません。
- 5 当社は、契約者が当社に対して支払った利用料金を、理由の如何を問わず一切返還しないものとします。

第7条（権利の帰属）

本サービス及び本件アプリに関するプログラム、ソフトウェアその他第4条第1項第1号に基づいて当社が契約者に使用を許諾したコンテンツ等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）その他一切の権利は、当社又は本サービスの提供にあたり当社と提携する事業者（以下「提携事業者」といいます。）に帰属するものとします。

第8条（契約者による表明及び保証）

- 1 契約者は、当社に対して、本サービスの利用申込み時点、本件アプリの作成時点、及び各配信コンテンツの配信時点において、以下の各号に定める事実が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
 - (1) 契約者は、利用契約を締結し、利用契約に基づく全ての自己の義務を履行するために必要となる権利能力及び行為能力を有していること。また、利用契約の締結及び利用契約に基づく全ての自己の義務の履行について、第三者の承認又は同意が必要とされる場合には、当該承認又は同意が得られていること。
 - (2) 契約者による利用契約の締結、本サービスの利用が、①法令、政令、省令、規則、命令又は条例（併せて以下「法令等」といいます。）に抵触又は違反せず、また、②契約者が当事者となる、いかなる契約上の義務にも抵触又は違反するものではないこと。
 - (3) 本件アプリの作成、配信コンテンツの配信又は配信コンテンツに関する事業等について必要な行政庁の許認可、届出等を行い、適法に運営していること。
 - (4) 契約者が当社に対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（書面により開示されると口頭により開示されるとを問いません。）は、全て真実かつ正確であること。
- 2 契約者は、本サービスの利用申込み時点、本件アプリの作成時点、及び各配信コンテンツの配信時点において、本件アプリの作成又は配信コンテンツに関して、以下の各号に定める事実が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
 - (1) 本規約等及びアプリストアに定められる規約に違反しておらず、又はそのおそれがないこと
 - (2) 第三者の著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害せず、又はそのおそれがないこと
 - (3) 誹謗中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害、その他第三者の権利を侵害せず、又はそのおそれがないこと
 - (4) 景品表示法、薬事法、その他の法令等、ガイドライン、関連自主規制団体の規則等に違反せず、又はそのおそれがないこと
 - (5) 虚偽、不当又は誇大な表示がないこと、又はそのおそれがないこと
 - (6) わいせつ、児童ポルノ、性風俗サービスに該当せず、その他公序良俗に反するものでないこと、又はそのおそれがないこと
 - (7) コンピューターウイルス等有害なプログラムを含むものでないこと

- (8) 当社を含む GMO インターネットグループの各社、本サービス及び当社を含む GMO インターネットグループの各社の提供する他のサービスの運営を妨げ、又は名誉もしくは信用を傷つけるものでなく、又はそのおそれがないこと
- (9) 選挙運動中であるか否かにかかわらず、選挙運動又はこれに類するものでないこと
- (10) 前各号の行為を教唆し、幫助するものではないこと
- (11) 本件アプリの作成、配信コンテンツの配信又は配信コンテンツに関する事業等について、①民事、刑事又は行政上の訴訟、調停、仲裁その他の紛争処理手続、②司法機関・行政機関による調査その他の手続、及び③第三者によるクレームは現在係属又は発生しておらず、また、将来においてこれらが係属又は発生する具体的な見込みもないこと

第9条（契約者情報の変更）

契約者は、申込時に当社に対して提供した情報を、利用契約成立後も常に最新、完全、かつ正確に保つこととします。当該情報に変更が生じた場合、契約者は、当社に対して、契約者専用ページのお問い合わせフォームを通じて、直ちに申込内容変更依頼を行うものとしてします。

第10条（利用期間）

本サービス利用契約の有効期間は、初年度については、本サービス利用契約締結日から当該締結日を含む月（以下「契約月」といいます。）の月末まで及び契約月の翌月から1年間の合算期間とします。次年度以降については、当該期間満了日の翌日から1年間とします。利用者は、有効期間満了の3ヶ月前までに、当社に対して、本サービス利用契約を終了する旨を通知することができます。この通知がない場合、本サービス利用契約の有効期間は、有効期間満了日の翌日から同一条件でさらに1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。

第11条（契約者による解約等）

契約者は、前条の利用期間満了前に利用契約の解約を希望する場合、別途当社が指定する事項を記載した書面を当社へ提出し、当該書類が当社に到着した日の属する月の末日をもって、利用契約の一部又は全部を解約することができます。

第12条（禁止行為）

契約者は、以下の各号に定める行為（それらのおそれのある行為を含みます。）を行ってはならないものとします。

- (1) 本規約等に違反する行為
- (2) 法令等に違反する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 当社又は第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為
- (5) 当社又は第三者の名誉又は信用を毀損する行為
- (6) 青少年にとって有害な情報の譲渡、譲受、掲載、配信する行為
- (7) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (8) 当社を含む GMO インターネットグループの各社、本サービス及び当社を含む GMO インターネットグループの各社の提供する他のサービスの運営を妨げる行為
- (9) 前各号のほか当社が不相当と認める行為

第13条（当社による本サービスの提供停止、利用契約の解除等）

- 1 当社は、契約者が、以下の各号のいずれか1つにでも該当する場合、通知、催告その他何らの手続きを要することなく、契約者に対する本サービスの提供を停止し、又は利

用契約の解除その他必要と考える措置をとることができます。

- (1) 本規約等に違反した場合
 - (2) 第8条（契約者による表明及び保証）及び別表に定める表明及び保証に反することとなる事実が判明した場合、又は別表に定める誓約事項に違反した場合
 - (3) 法令等に違反した場合
 - (4) 当社、提携事業者、又は本サービスの名誉又は信用を毀損した場合
 - (5) 本件アプリ又は配信コンテンツの内容が著しく変更された場合
 - (6) 支払停止となり、又は自ら破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始その他倒産手続の申立てをした場合
 - (7) 自ら振出または引受をした手形・小切手が不渡りになった場合
 - (8) 仮差押え、差押え、滞納処分または競売手続の開始があった場合
 - (9) 契約者が第3条第4項各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - (10) 第三者から、当社又は提携事業者に対し、クレーム、異議、請求等があった場合
 - (11) 前各号のほか、当社が、本サービスの提供又は利用契約を継続しがたいと認める事由が生じた場合。
- 2 当社は、当社が本条の措置をとったことに起因して契約者、アプリ利用者その他の第三者に生じる結果及び損害等について一切責任を負わないものとします。
 - 3 本条による利用契約の解除によっては、当社の契約者に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。
 - 4 契約者が本条第1項各号に該当した場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務（利用契約に基づく債務に限定されないものとします。）について期限の利益を喪失するものとします。

第14条（本サービスの中断・廃止）

- 1 当社は、以下の各号にいずれかに該当する場合、当社が適当と認める方法で契約者に告知することにより、本サービスの全部又は一部の提供を必要な期間、中断することができるものとします。但し、緊急の場合等には、事後の告知で足りるものとします。
 - (1) 本サービスの提供用コンピューター及びサーバーその他の設備（併せて以下「設備等」といいます。）の点検又は保守作業を定期的、又は緊急に行う場合。
 - (2) 設備等又は通信回線等が災害又は人為的な事故により停止した場合。
 - (3) 天災地変などの不可抗力により本サービスの運営が出来なくなった場合。
 - (4) 前各号のほか、当社が中断又は停止の必要があると判断した場合。
- 2 当社は、営業上、運用上、技術上の理由により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。この場合、当社は、当社が適当と認める方法により廃止日時等を契約者に告知します。
- 3 当社は、当社が前2項の措置をとったことに起因して契約者又は第三者に生じる結果及び損害等について一切の責任を負わないものとします。

第15条（本件アプリ及び配信コンテンツの停止等）

- 1 当社は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合は、任意に本件アプリの作動若しくは配信コンテンツの配信を停止し、本件アプリを各アプリストアから削除し、その他当社が必要と考える措置をとることができるものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供終了と同時に、その理由の如何を問わず、付加サービスについても提供を終了します。

第16条（契約終了後の利用契約の効力）

利用契約が理由の如何を問わず終了した場合においても、第6条（利用料金）第3項及び第5項、第7条（権利の帰属）、第8条（契約者による表明及び保証）、第13条（当

社による本サービスの提供停止、利用契約の解除等) 第2項乃至第4項、第14条(本サービスの中断・廃止) 第3項、本条、第18条(秘密保持)、第19条(権利譲渡等の禁止)、第20条(通知等) 第2項、第21条(損害補償)、乃至第25条(合意管轄)の規定は有効に存続するものとします。

第17条(再委託)

当社は、本サービスの提供に関し、契約者又はアプリ利用者その他第三者への対応、本サービスの運用等の業務の全部又は一部を第三者に再委託できるものとします。この場合、当社は、当該第三者に対し契約者の情報その他の情報を開示できるものとします。

第18条(秘密保持)

- 1 契約者は、本サービスの利用に関して知り得た当社の営業上、技術上その他一切の情報(以下「秘密情報」といいます。)を、本サービスの利用以外の目的に利用してはならないものとし、かつ、第三者への開示・提供・漏洩、又は複製、翻訳、翻案、解析等をしてはならないものとします。
- 2 契約者は、利用契約が理由の如何を問わず終了したとき、又は当社が請求したときは、秘密情報を直ちに削除または当社に返還するものとします。
- 3 契約者は、アプリ利用者の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第2条第1項において定義されます。)を取得する場合、善良な管理者の注意義務をもって、同法及び関係法令に従い、これらの情報を厳に取り扱うものとします。

第19条(権利譲渡等の禁止)

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、利用契約上の地位並びに利用契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保提供する等の一切の処分をしてはならないものとします。

第20条(通知等)

- 1 当社は、本サービスの利用に関して、書面の送付、電子メールの送信、ウェブサイトにおける告知その他当社が適当と認める方法により契約者に通知を行うことができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。
- 2 当社は、前項の通知を行うときは、契約者が申し込み時(変更の届出を行った場合は、当該変更時とします。)に届け出た連絡先に対して通知を行えば足りるものとし、契約者が連絡先の変更・修正等の届出を怠ったことにより通知が不達となった場合でも、当社は、契約者又は第三者に生じる結果及び損害等について一切責任を負わないものとします。なお、この場合、当社は通知が通常到達すべき時に契約者に到達したものとみなすことができるものとします。

第21条(損害補償)

- 1 本サービスの利用に関して、契約者が、当社に損害等を与えたとき、又は契約者が本規約等に違反する等した結果、当社又は当社の取引先が第三者からクレーム、異議、請求等を受けたときは、契約者は、自己の責任と負担において当社及び当社の取引先をこれらのクレーム等から保護し、かつ、当社に生じた損害等を補償しなければならないものとします。
- 2 法令等に別段の定めがある場合を除いて、当社は、本サービスの利用に関して契約者又は第三者にいかなる結果又は損害等が生じても、当社の故意又は重過失による場合の他は、一切責任を負わないものとします。また、当社が責任を負う場合であっても、当社が契約者に対して負う損害賠償額の上限額は、当社が当該契約者から利用契約に関し

て受領した利用料金の合計額とします。

第22条（当社の免責事項）

当社は、以下の各号に定める事由及びこれらの事由に起因し又は関連して契約者又は第三者に生じる結果及び損害等について、一切責任を負わないものとします。

- （1）本サービスの利用によるアプリストア内での検索結果における本件アプリの上位表示、表示順位及び順位の変動、又は契約者の売上、利益、アプリ利用者数等の増減その他契約者の営業に関する一切の事項のほか、本サービスの利用結果に関する一切の事項。
- （2）本件アプリ及び配信コンテンツについての第三者の商標権、著作権、知的財産権その他の権利の非侵害性又は侵害可能性並びにそれらに関する調査又は検証。
- （3）契約者の責めに帰すべき事由に起因して契約者又はアプリ利用者その他第三者に生じる一切の結果及び損害等。
- （4）設備等の故障、破壊、中断、ファイルの毀滅、エラー、欠陥、運用又は伝達の中断、遅延、又はこれらから生じる損害。
- （5）本件アプリのアプリストアにおける公開の可否、公開時期、公開方法等。
- （6）アプリストアに関する規約等に違反したことにより生じた結果及び損害等
- （7）本サービスの継続的提供、完全性、特定の目的への適合性、適法性、第三者の権利の非侵害性その他本サービスに関する一切の事項。
- （8）前各号のほか、当社の責めに帰すことのできない事由により生じる結果又は損害等

第23条（本規約等及び本サービス内容の変更）

- 1 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約等及び本サービスの内容をいつでも変更することができるものとします。この場合において、当社は、第20条（通知等）に定める方法で、変更を契約者に告知するものとし、当社が本サービスに関するウェブサイトにおいて変更の告知を行った時に変更の効力が生じるものとします。
- 2 前項の場合において、本規約等の変更の効力発生後、契約者が本サービスを利用したことをもって、当社は、契約者が変更後の本規約等の全ての記載内容に同意したものとみなすことができるものとします。
- 3 当社は、本規約等及び本サービスの内容変更によって契約者又は第三者に生じる結果及び損害等について一切責任を負わないものとします。

第24条（準拠法）

本規約等及び利用契約の成立、効力、履行、解釈に関する準拠法は日本法とします。

第25条（合意管轄）

本サービスの利用に関して契約者と当社との間に生じる一切の紛争については、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

〔別表〕 反社会的勢力の排除

- 1 契約者は、当社に対して、本サービスの利用申込み時点、本件アプリの作成時点、及び各配信コンテンツの配信時点において、契約者、契約者の取締役、監査役及び執行役員及び従業員並びに主要な出資者（併せて、以下「役職員等」といいます。）が以下の各号に定める者（以下「反社会的勢力」といいます。）でないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団の構成員（準構成員を含み、以下、同様とします。）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団関係企業又は本項各号に定める者が出資者又は業務執行について重要な地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員
 - (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
 - (5) 前各号に準じるもの
- 2 契約者は、当社に対して、本サービスの利用申込み時点、本件アプリの作成時点、及び各配信コンテンツの配信時点において、以下の各号のいずれにも該当していないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害等を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己又は役職員等が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 自己又は役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (6) 前各号に準じる関係を有すること
- 3 契約者は自ら又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) 反社会的勢力と態様の如何を問わず関与する行為
 - (6) 前各号に準じる行為

(附則)

最終改訂：2021年7月14日